

令和2年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="296 604 1163 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="540 1537 914 1600">令和2年4月</p> <p data-bbox="896 1936 1258 1963">最終改正 令和2年4月1日</p>	<p data-bbox="1549 604 2415 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1768 1537 2196 1600">平成31年4月</p> <p data-bbox="2148 1936 2540 1963">最終改正 平成31年4月1日</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p>第127条 受注者の賠償責任等 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 (2) 契約書第40条に規定する<u>契約不適合責任として請求された場合</u></p> <p>第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>第127条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (2) 契約書第39条に規定する<u>瑕疵責任に係る損害</u></p> <p>第133条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	